



2. JA紀北かわかみ「安全・安心運動」一連の手順

 JAおよび組織の役割
 生産者の役割

1 運営規程の策定

まず、「安全・安心な農産物作り運営規程」を策定します。
運営規程は、「安全・安心運動」に取り組む生産者グループの組織運営やJA業務に共通する取り決めを規程するものです。
運動を進める際の共通ルールであり、運動への宣言でもあります。
JA理事会において、決定します。

2 生産基準の作成

生産基準とは、「農産物の栽培・防除方法・収穫などの取り扱いを定めた基準」です。

3 生産者グループの組織化

生産基準ごとに、生産者グループを組織化します。
また、**グループごとに責任者や担当者を設置**し、JAにおいても担当者を明確にします。

4 協定の締結と圃場の登録

JAと個々の生産者との間で、生産基準を遵守するなどの「協定書」を締結します。
協定書を締結する際には、生産者ごとの「圃場登録」を行いません。

5 生産日誌の配布

JAは生産日誌（栽培記録）を配布します。

6 生産工程管理・記帳活動

生産者は、生産基準に添って生産活動を行なうと共に、栽培・防除・施肥などの作業工程を生産日誌（栽培記録）に記帳します。

7 生産日誌の点検と回収

記帳内容については、生産者自らが行なう「**自己点検**」と、生産管理担当者および集出荷管理担当者が行なう「**担当者点検**」によって確認します。

8 情報管理

J Aは、生産工程管理・記帳活動のなかで作成した書類を、生産基準の見直し、情報開示などのため保管します。

9 確認出荷

J Aは、生産基準に適合しているかをチェックし、出荷します。農薬の安全使用基準を満たしていないものは、廃棄処分の対象となります。

10 情報開示

当該農産物に関する情報を整理し、ホームページ等を通じて開示します。

11 生産基準の見直し

記帳された内容を「活かした資料」として、次作以降の生産基準の見直しに役立てます。

12 内部検査

J Aでは内部検査委員会を設置し、基準どおりに運営されているか検査を実施します。

要改善点を生産者グループに指摘し、推進本部に報告します。